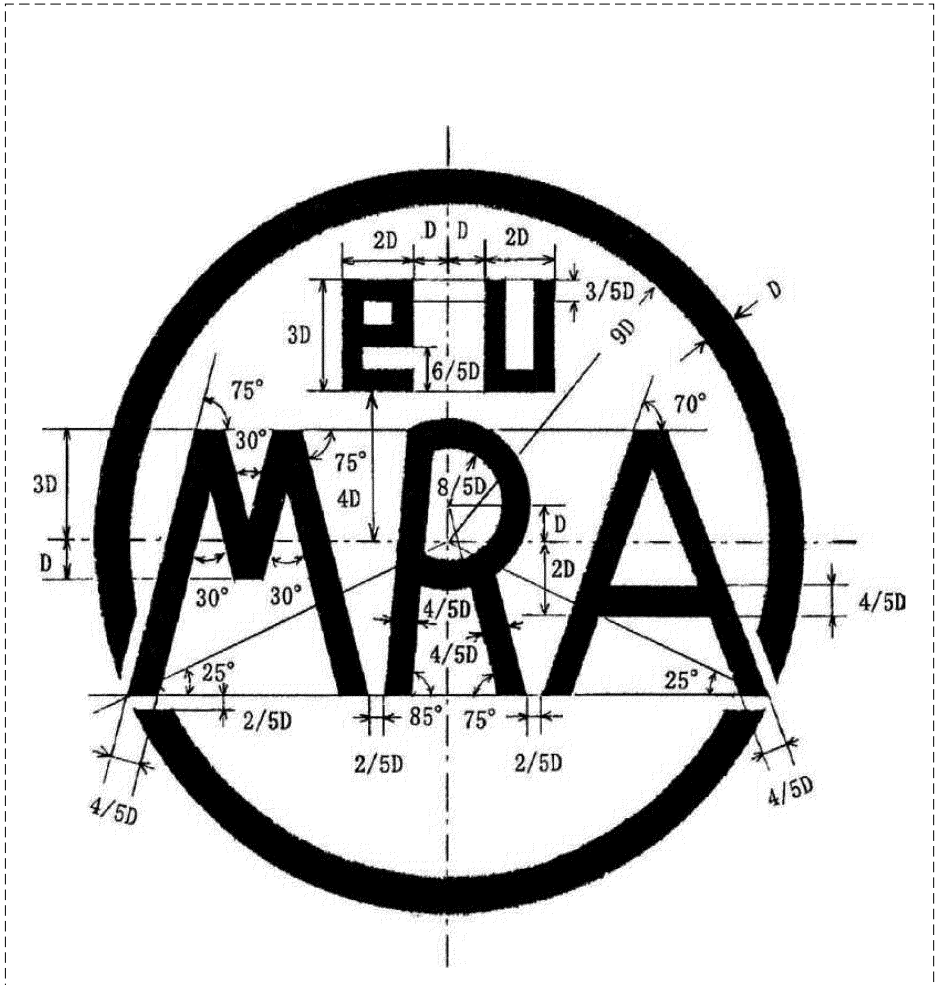
様式第１（第２条、第５条関係）

［様式略］

［備考　１～３　略］

４　認定又はその更新の際に、特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行令別表第一の備考十五又は備考十六の適用を受けようとする場合には、その旨を明記し、５の次に、「６　認定又は登録を受けていることを証する書類」を追加し、添付する書類を具体的に記載すること。

様式第５（第12条関係）



様式第１（第２条、第５条関係）

［様式同左］

［備考　１～３　同左］

４　認定又はその更新の際に、特定機器に係る適合性評価手続の結果の外国との相互承認の実施に関する法律施行令別表第一の備考十一又は備考十二の適用を受けようとする場合には、その旨を明記し、５の次に、「６　認定又は登録を受けていることを証する書類」を追加し、添付する書類を具体的に記載すること。

様式第５（第12条関係）

